

広報おうむ

The Public Relations Magazine Vol.980

# OUMU

# 4

# 2013



Photo : 豊丘小学校卒業式



# 雄武町国保病院からのお知らせ 花田裕之副院長が院長に 片岡善夫医師が整形外科医長に着任しました



雄武町国保病院塚越卓前院長の後任に、4月1日付けで副院長の花田裕之医師が国保病院長（老健施設長兼任）として、また、京都市から赴任された片岡善夫医師が常勤の整形外科医長として着任しました。今回、お二人の先生から抱負について寄稿をいただきましたのでご紹介いたします。

◎問い合わせ先  
雄武町国保病院  
☎0158-84-2517



はなだ ひろゆき  
花田 裕之 院長（48歳）  
医学博士  
日本外科学会認定専門医  
日本消化器内視鏡学会専門医  
日本消化器内視鏡学会指導医  
日本医師会認定産業医

このたび、4月より雄武町国民健康保険病院の院長を拝命させていただくことになりました。

副院長として勤務した2年間、現在の病院には何が足りないのか、常日頃から考えておりました。そのうちのひとつとして、病院は医療を提供するサービス業であるという事を勤務する職員全員が自覚せず、何の創意工夫もなく漠然と仕事をこなしているのではと思います。医療を提供するという事は、ただ提供すれば良いというものではありません。内容は正しいのか、方法に間違いはないのか、患者様にとって最善か、常に考えることは言うまでもなく、患者様が病院に来られてからお帰りになるまでわかり難い事はないか、患者様に優しく接しているかどうか等々、患者様の目線で「かかりやすい病院」となるためには何をしたら良いか、職員全員が力を合わせてサービスを改善していく、その先頭に立って頑張っていければと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。



かたおか よしお  
片岡 善夫 整形外科医長（72歳）  
日本整形外科学会認定整形外科専門医  
最終学歴 昭和41年3月 京都大学医学部卒業  
主な職歴  
昭和47年8月 京都大学医学部附属病院  
理学療法部助手  
昭和48年1月 国保高島病院（滋賀県）  
理学療法科医長  
昭和53年1月 京都市リハビリセンター診療部長  
昭和55年6月 国保高島病院（滋賀県）  
整形外科部長  
平成2年4月 郡立高島病院（滋賀県）副院長  
平成14年4月 公立高島総合病院（滋賀県）院長  
平成18年4月 亀岡病院（京都府）顧問  
（整形外科外来医師）  
平成25年4月 雄武町国保病院整形外科医長

掲載の機会をいただき感謝申し上げます。この4月から雄武町国保病院に整形外科医として勤務することになりました。自己紹介と現在の心境を記します。

出身は京都です。医師となって約46年間（米国にて、インターン1年、一般外科1年とリハビリテーション医学2年の修練医を含めて）、病院勤務の整形外科臨床医（研究センターの医師でなく、主に患者さんを診る医師）としてすごしてきました。その間の大半を、滋賀県湖西地域の中核病院（現在の高島市民病院）で地域医療に携わってきました。

今から、10数年前になるかと思いますが、新聞に北海道の医師不足が盛んに報道され、いつかその地で医師としてお役に立ちたいと、そのとき以来、思い培ってまいりました。また、今まで数回、北海道に学会や家族旅行で訪れ、清涼な空気の中の素晴らしい自然に感激してきました。赴任後におきましては、厳しい冬を乗り越え、春を迎える喜びを味わいたく思います。この度、好機が到来し、長年の夢が叶い大変嬉しく感じています。自ずと元氣も湧いてきています。

今までの経験を生かし、整形外科の専門医として、雄武地域の住民に役立ちたいと願っています。整形外科は、分かりやすくいえば、首から下の運動器の病気（骨や関節の病気）を診ます。最もよくあるのが、身体の上の方から、首、肩、腰、膝の病気です。

私は、学生時代には、水泳、ラグビー、登山などの部活をして楽しんできました。この機を利用して、仕事以外の暇な時間には、テニス、カヌー、ジョギング、スキーなどを、この北海道で楽しみたいと思っています。年は摂っていますが、まだまだ元氣です。何卒、気楽に相談にお越しく下さい。できるだけ安心して過ごされるように努力いたします。

よろしくお願いいたします。



町では、昨年7月に創設した「雄武町オホーツク紋別空港利用促進助成制度」を一部見直し、平成25年4月1日以降搭乗分から適用することとしました。

主な見直し内容は、助成対象期限を1年延長、平成26年3月31日搭乗分までとし、町民等（町外から雄武町に通学している人を含む）に対する助成単価は現行の片道1万円、往復2万円を継続。親戚知人や観光客など道外からの町内宿泊者と、町外から雄武町に通勤している人への助成を片道5千円、往復1万円に見直しました。なお、町民、町内宿泊者ともに小児運賃で搭乗した場合、それぞれ助成額が半額となります。

申請方法は、紋別一羽田間の航空機搭乗後60日以内に役場窓口へ申請書を提出してください。申請の際に必要なものは次のとおりです。

### <必要な物>

- ①申請用紙（役場窓口、町ホームページから入手できます）
- ②搭乗券（ピンク色）または搭乗証明書
- ③申請者と搭乗者それぞれの運転免許証、健康保険証の写しなど住所記載の公的身分証明書
- ④印鑑、口座番号がわかるもの
- ⑤申請者と搭乗者が異なる場合（親子・親族関係に限る）、続柄関係がわかる戸籍証明や住民票

### <対象者および助成額>

対象者	助成額
・雄武町民 ・町外から雄武町に通学している人	片道利用・・・ 10,000円 往復利用・・・ 20,000円 ※満3歳以上12歳未満のお子様で、小児運賃の適用を受けた場合は、上記金額の半額となります。
・道外在住者で町内の宿泊施設や親戚知人宅に宿泊した人 ・町外から雄武町に通勤している人	片道利用・・・ 5,000円 往復利用・・・ 10,000円 ※満3歳以上12歳未満のお子様で、小児運賃の適用を受けた場合は、上記金額の半額となります。

問財務企画課企画調整係

紋別空港利用助成制度を継続  
町民は現行のまま、町内宿泊者等を半額に